

① 貝塚市立南小学校における PTA クラブ規約

第2条 名称

貝塚市立南小学校 P T A（以下「P T A」という）組織の中にクラブ組織を置き、P T A クラブ活動の事務局を貝塚市立南小学校に置く。

第3条 目的

クラブ活動を通して、会員相互の親睦を図るとともに人格の向上を目指し、市民文化の向上発展に貢献し、広く社会に寄与することを目的とする。

第4条 部員の資格

クラブ活動に参加できる者は、原則として本校 P T A 会員であることとする。

第5条 総会

P T A 役員、各クラブの部長及び学校長をもって構成し、P T A 総会の後 1 ヶ月以内にクラブ総会を開催する。ただし、問題の生じたときは随時開催することができる。

第6条 登録申請

クラブを登録しようとする者は、P T A 会長に次にあげる書類を提出しなければならない。

- ① クラブ登録申請書 ②部員及び役員名簿 ③クラブ活動計画書 ④予算書

第7条 登録認定

前条の書類の提出を受けた P T A 会長は、その書類を審査し、次のすべてに該当するときは、P T A 役員会、P T A 実行委員会、P T A 総会出席者の過半数の承認を得て認定するものとする。

- ① クラブの名称、代表者が明確にされている。
- ② 原則として、代表者が P T A 会員であり、部員に対する P T A 会員の占める割合が 5 割を超えている。
- ③ 年間の活動内容が明確であり、継続的かつ自主的に運営されている。
- ④ 自主会計が確立されている。
- ⑤ その他

第8条 援助

P T A は、登録クラブに対して、次の援助を行うものとする。

- ① その年度の 6 月 1 日現在の部員数に応じて、年間活動費を次のように支給する。

10 人までのクラブ	30,000 円	15 人までのクラブ	40,000 円
20 人までのクラブ	50,000 円	21 人までのクラブ	60,000 円

- ② 各クラブ活動の情宣活動をし、部員の募集や活動の支援を行う。
- ③ クラブ活動に関する指導者や講師の紹介等を行う。
- ④ クラブ活動に必要な施設については、学校教育に支障のない範囲で、学校と協議のうえ、活動日を定めて場所を提供する。
- ⑤ その他

第8条 事業報告

登録クラブは、年度終了までに次の書類を提出しなければならない。

- ① 活動報告書 ② 決算書 ③ 出席簿

第9条 認定期間

- ① クラブの認定期間は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。
- ② クラブの登録は、毎年第 5 条に基づく登録申請を行い、認定を受けるものとする。

付則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

平成 17 年 4 月 1 日一部修正。

令和 7 年 5 月 一部修正予定